

資産課税 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

1. 改正の概要

改正案(1)

特定一般社団法人等の役員が死亡した場合に、当該特定一般社団法人等に相続税が課税されます。

改正前	役員が死亡しても一般社団法人等(※1)に課税はない
改正案	<p>以下の場合に一般社団法人等に相続税が課税される <適用要件></p> <p>① 特定一般社団法人等に該当する事</p> <p>特定一般社団法人等とは、一般社団法人等のうち 「相続開始直前」又は「相続開始前5年以内のうち合計3年以上の期間」のいずれかにおいて次の要件を満たすものをいう</p> $\frac{\text{同族役員(※2)数}}{\text{総役員数}} > \frac{1}{2}$ <p>② 役員(理事(※))に限る)が死亡すること ※相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の理事であった者を含む</p> <p><課税される相続税額></p> <p>① 以下の金額を死亡した役員から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税が課税される</p> $\text{遺贈により取得したものとみなされる金額} = \frac{\text{特定一般社団法人等の純資産額}}{\text{役員死亡時の同族役員(被相続人を含む)の数}}$ <p>② 上記①の相続税額から、贈与等により取得した財産について既に当該法人に課税された贈与税等の額を控除する</p> <p><その他> その他所要の措置を講ずる</p>

(※1) 一般社団法人等 … 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く)

(※2) 同族役員とは、一般社団法人等の理事うち次のものをいう

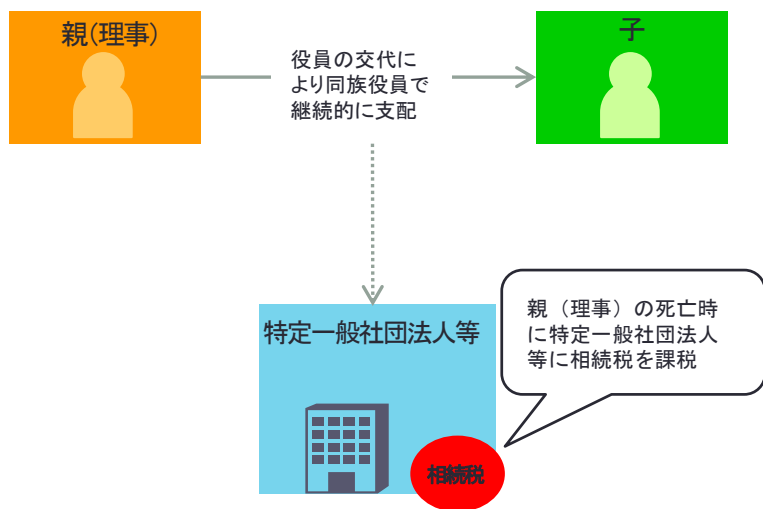
・被相続人 ・被相続人の配偶者、3親等内の親族 ・その他被相続人と特殊の関係がある者(被相続人が役員となっている会社の従業員等)

資産課税 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

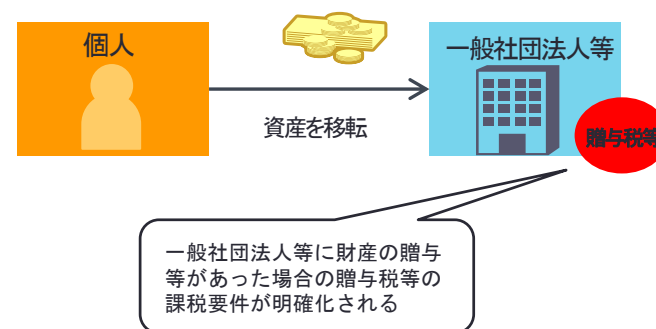
改正案(2) 一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し

個人から一般社団法人等に財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税につき、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件(役員等に占める親族等の割合が3分の1以下である旨の定款の定めがあること等)のうち、いずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定が明確化される

【改正案(1)のイメージ】



【改正案(2)のイメージ】



資産課税 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

2. 適用時期

改正案(1)

① 原則

平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用

② 経過措置（平成30年3月31日まで設立された一般社団法人等）

(イ) 平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用

(ロ) 平成30年3月31日以前の期間は、

「相続開始前5年以内のうち合計3年以上の期間(上記1改正案(1)＜適用要件＞①)」
の2分の1を超える期間に該当しないものとする

改正案(2)

平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈で取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用

3. 実務上の留意点

理事死亡時の同族役員数に応じて、相続税が異なるため、役員の人選を随時、確認する必要がある

4. 今後の注目点

- ・純資産額の評価方法
- ・贈与税課税要件について、明確化される規定の内容
- ・所要の措置の内容